

※4 施設基準に掲げる手術件数  
(医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術)

区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	83
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	286
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	30
イ	水頭症手術等	7
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	3
エ	尿道形成手術等	39
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	209
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	42

区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	111
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	75
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術		手術件数
胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術		616

その他の区分に分類される手術		手術件数
ア	人工関節置換術	8
イ	乳児外科施設基準対象手術	—
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	53

※1 手術件数は、平成28年1月から同年12月までの1年間の実績